

岩手県告示第500号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和2年8月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 農地の所在等

所在	地番	地目	面積
北上市和賀町岩崎新田6地割	129番1	田	2,027 m <sup>2</sup>
北上市和賀町岩崎新田6地割	144番3	田	1,103

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和3年1月1日	5年間	46,485円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 小原 敏文 盛岡市神明町7番5号

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確認することができない。令和2年7月7日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申し出はなかった。

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに盛岡地方法務局花巻支局に補償金を供託する。

6 その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局花巻支局において、補償金の還付を受けることができる。